

エフコープ「地域の元気応援助成金」募集要件

1. 助成金制度の目的

エフコープ生活協同組合(以下「生協」という)では、エフコープ 2030 年ビジョンに描く「地域活動の活発化」の達成をめざして新たな助成金制度を創設しました。

この助成金は、福岡県内において地域課題の解決に向けて「つどいの場(地域コミュニティ・居場所づくり)」(以下、「つどいの場」という)の開催を通じ、地域での孤立や困りごとの解消、生きがいの創出など、身近な地域で誰もが安心して笑顔でいきいきと暮らすことができる地域コミュニティづくりを推進する団体に対して助成を行うものです。

2. 対象となる団体

次の項目を満たす団体に助成を行います。

- ① 福岡県内において「つどいの場」の活動・事業を行う団体であること
- ② 団体の構成メンバーは3名以上で、うち半数以上が生協の組合員であること。

※法人格及び活動・事業の実績は問いません。(これから立ち上げる新規団体も可)

※なお、以下のいずれかに該当する団体は、助成の対象となりません。

- (1) 助成活動・事業の年度において、他に生協からの助成や補助、活動費の支給等を受けている団体、または受ける予定がある団体
- (2) 申請団体のメンバーが、別の団体名で同一内容の活動・事業で申請された団体。(申請の重複はできません。)
- (3) 政党活動、宗教(布教)活動、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体

3. 対象となる活動・事業

応募する団体が自ら主催する「つどいの場」の活動・事業で、次の全項目を満たすこと。

- ① 活動・事業(つどいの場の開催)は月1回程度(年間10回以上)の定期開催を行うこと。
- ② 活動・事業(つどいの場の開催)への参加者は公募とし、1回当たりの参加人数は10名以上をめざすこと。
- ③ 活動の場所の限定はないが、公表できる場所とすること。

その他、対象となる活動・事業にかかる留意点は以下のとおりです。

※ 一団体につき、一事業の申請とします。

※ 他の助成機関(国、地方公共団体、民間助成)から助成を受けている活動・事業についても申請は可能とします。

4. 募集団体数

30団体(上限)へ助成します。

5. 助成金の上限額と助成対象費用

- ①. 助成金の上限金額
1 団体 20 万円とします。
- ②. 助成対象費用
助成事業を実施するために必要な費用とします。申請書の「助成金申請金額」欄に費目別費用をご記入ください。費目については別紙を参考にご記入ください。
- ③. 助成金額の算定
助成金額は、助成活動・事業を実施するための申請された費用の合計額となります。金額は千円単位とし、合計額の 1,000 円未満の端数は切り上げて計算します。
なお、助成団体の決定においては、金額の多少は助成決定の判断材料とはなりません。
- ④. 支払い及び精算
助成金は、原則として 2024 年 4 月中に団体名義の口座に振り込みます。
 - ・助成活動・事業の実行時に計画以上の費用になった場合においても、助成金の追加は行いません。
 - ・助成団体は助成活動・事業終了後に活動・事業完了報告書にもとづき精算し、助成金が余った場合は承認された助成活動・事業計画以外に使用せず返還いただきます。

6. 助成対象となる活動・事業の実施期間

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

※なお、同一の活動・事業でも、2 年目は助成金額上限 1 団体あたり 10 万円で継続申請書の提出及び審査を条件に申請が可能です。

7. 審査書の提出期限

2024 年 1 月 31 日 (水) 17:00 (申請書のメール送付日/郵送の場合は必着)

※締め切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

8. 審査について

生協では、助成金の運営を推進するにあたり「地域の元気応援助成金審査委員会」(以下、「委員会」という)を設置し、助成金の給付対象者の選考及び助成金の決定を行います。選考は、「書類審査」を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施します。

選考にあたっては、以下の 4 点を考慮いたします。

<選考基準>

- (1) 地域コミュニティの場所として地域に開かれた場所となっており、地域住民との関係性や地域への貢献度が大きいこと
- (2) 実現性のある事業計画が定められていること
- (3) 事業計画にかかわる費用計画が明確で容認できること
- (4) 参加者が見込める活動・事業であること

9. 選考方法とその結果

- ①. 助成金活動・事業の選考は、地域の元気応援助成金審査委員会にて審査の上、生協理事会にて審議承認を経て決定します。
- ②. 選考結果については、2024年3月末を目途に、郵送にて結果をお知らせします。また、申請いただいた各団体へ登録いただきメールにおいてもお知らせします。
- ③. 選考結果に関するお問合せ等にはお答えできませんので、予めご了承ください。また、選考の有無にかかわらず提出された申請書の返却は行いません。
- ④. なお、地域の元気応援助成金助成団体については、機関紙ふれあい、及びホームページ等にて公表します。

10. 助成団体への助成金支給について

- ①. 助成決定団体への2024年度助成金の支給日は、2024年4月25日とします。
- ②. 助成金支給については、助成団体名義の口座へ振り込み処理となりますので、団体名義の口座開設をお願いします。

11. その他、助成決定団体へのお知らせ等

決定後については助成金事務局より詳細内容の打ち合わせを行いながらすすめていきますが、予め以下の内容をご承知おきください。

- ①. 助成活動・事業年度終了にあたっては以下の報告書の提出をご依頼しますので、助成期間においては日常的な管理をお願いします。
 - (1) 2025年3月末に「つどいの場」の開催回数及び参加者人数の報告。
～都度の企画開催時の参加人数の記録管理をお願いします。
 - (2) 2025年4月末までに、活動・事業完了報告書(帳簿、領収書等含む)の提出が必要となります。～助成金の活用にあたっては日常的な出納帳での管理をお願いします。
- ②. 助成期間中もしくは助成終了後に「地域の元気応援助成活動団体交流会」や「地域の元気応援助成活動報告会」の開催を予定しています。その交流会や報告会の開催にあたっては、助成団体の参加をお願いします。
- ③. 助成団体にて、助成活動・事業の広報等で使用するチラシ、ポスター、パンフレット、看板などの制作物を作成される際は、「エフコープ地域の元気応援助成金」から支援を受けている旨の表示をお願いします。

- (1) 「地域の元気応援助成金」の申請にあたっては、専用の「申請書(フォーマット)」での申請となります。
- (2) 申請書のデータが必要な方は、エフコープのホームページよりダウンロードしてください。右記の二次元コードからも取得できます。(HP <https://www.fcoop.or.jp>)
- (3) 申請書の提出については、手書きの方は郵送にて、データ入力の方はメール添付にてご提出ください。



《申請書の郵送先》 〒811-2495 福岡県糟屋郡篠栗町中央 1-8-3
エフコープ組合員活動部「地域の元気応援助成金」事務局
《メールでの送付》 Eメールアドレス fcoop-kumikatsu@fcoop.or.jp

助成金対象費用にかかる基本的な考え方と注意事項

- 助成金の対象は、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間内に、助成を受ける団体が助成活動・事業を実施するのに要する下記の費用です。
- 助成活動・事業の専用の費用であることを明確に区分できないものは対象になりません。
- 下記の注意事項及び『対象となる費用件名』を参考に費目別にご記入ください、

【助成対象とならない費用（以下の費用は助成対象とはなりません。）】

- ①. 団体メンバーの人件費（給与・賃金・講師謝金等の費用、助成活動における交通費）
- ②. 助成活動・事業の打合せ等の飲食費（会議時、イベントにおけるメンバーの弁当代など）
- ③. 助成活動・事業と関連のない設備、備品、消耗品の購入費
- ④. 当初の助成活動・事業で計画していなかった費用

【領収書について】

- 助成対象費用は、原則、第三者が領収書等を発行するもので、代金の受取人や支払者等が証明できるもののみを対象とします。ただし、団体が発行せざるを得ない費用（外部講師謝金、旅費等）については、適正な手続きにより発行されたもののみを対象とします。
- 外部講師謝金、旅費等は、個人宛てとすることとし、1人が複数人を代表して領収することは、実態が見えず不適切であるため、助成対象外となります。

<対象となる費用件名>

費目	費用の例	助成対象費用としてのルール	留意事項
会場費 ・施設 使用料	助成活動・事業としての 会場費・使用料（公民館、 その他の会場費）	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場所の限定はないが公表できる場所とする ・会場使用に伴う水光熱費含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人宅等の使用料設定のない場合は、会場施設使用料は、500円/1回とする
通信費	助成活動・事業に必要な 通信費等（切手代、ハガキ代、宅配便代）	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業にかかる送料等 	
交通費 (旅費)	助成活動・事業にあたって、 視察調査などを行う場合の 交通費、宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は公共交通機関の最も経済的かつ合理的な経路による移動の交通費(実費)を対象とする ・私有車での移動の場合は生協の基準に基づき(1km・20円)にて精算する ・宿泊費は、助成事業にかかわる視察調査に関する費用を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動・事業における団体メンバーの交通費は申請できません。

備品 購入費	助成活動・事業を行う場合の電化製品や家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の定義は、原則として団体の基準に準じることとするが、規程がない場合は単価は2万円以上のものを備品とし、2万円未満のものは消耗品とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品については、トータル5万円以内とする。 ・社会通念上の一般的な価格にすること
消耗品 費	消耗品費 (日用品、コピー用紙、封筒、文具、インク他)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動・事業にかかる必要な消耗品 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上の一般的な価格にすること
材料費	助成活動・事業にかかる食材費、お茶菓子代	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動・事業にかかる必要な材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の打ち合わせ等の飲食費は対象とならない
広報費 (印刷・製本)	コピー代 チラシ等の印刷費 報告書印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動・事業にかかる必要な広報費 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上の一般的な価格にすること
講師 謝金	講演会や学習会の講師謝金、その他謝礼(イベント企画等の手伝いへの謝礼)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動・事業にかかる必要な講師謝金等 ・イベント実施における手伝い(アルバイト等)への謝礼(交通費含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上の一般的な価格にすること
保険料	賠償責任保険料(傷害保険)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険は必須ではありません。イベント企画等、必要に応じた申請とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が複数年に渡る場合は、助成期間分のみとする
その他	上記の費用件名に含まれないと思われる費目	<ul style="list-style-type: none"> ・不明な場合は事務局へご相談ください。 	

補足資料（用語解説及びQ & A）

募集要件内容（質問事項）	内容（回答）
1. 対象となる団体について	
(1)これから活動をはじめめる団体（立ち上げを行う団体）とは	一般的な助成金においては「3年程度の活動実績がある団体」などの要件が見られますが、この助成金については「これから活動をはじめたい(考えていた)」という組合員にも参加(申請)いただけるように、これから活動をはじめめる団体(これから立ち上げを行う団体)にも助成をおこなうこととしました。なお、これから立ち上げを行う場合においても「助成対象となる団体の要件」「助成対象となる活動内容の要件」を満たしていることが条件です。
(2)申請できない団体の「助成金年度において他にエフコープからの助成や補助、活動費の支給等を受けている、または受ける予定の団体」とは	エフコープの「くらしと地域づくり積立金」という限られた原資を活用した助成金であることより、すでにエフコープにて補助や活動費を受けている団体は申請できないものとします。申請できない団体には、ふくし助成金や環境助成金の助成団体、子育てひろば、地域サロン、エフクラブ、テーマクラブなど活動援助金の受給グループも含まれます。なお、それぞれに所属するメンバーが別団体を立ち上げ、新たな活動を行う場合においては申請の対象とします。
(3)申請できない団体の「申請団体メンバーが別の団体名で同一内容の事業で申請された場合」とは	申請書の書類審査において、当助成金に申請された内容（場所や開催頻度・日時）が明らかに同一の活動内容であると判断される場合は、いずれかの団体の申請を受け付けず、一方の団体のみを選考審査の対象とします。
(4)自治会や社協、商店街などの組織でも申請はできるのか。また、エフコープの地域活動の場として登録された団体は申請できるのか。	助成対象となる団体の要件、及び助成対象となる活動内容を満たしていれば申請でき、選考審査の対象となります。
(5)子ども食堂を行っており、主要メンバーは3名で、応援スタッフとして約20名に手伝ってもらっている。今回の申請においては3名の申請か、応援スタッフも含めた23名での申請か。	申請における団体メンバーについては、主要メンバーの3名で申請で良いです。なお、その内、半数以上(2名)が組合員であることは必須です。
(6)エフコープの子育てひろば(エフクラブ)を受託しているが、その活動とは別に団体を作って他の場所で活動を行いたいと考えているが、申請できるか	申請できます。
2. 対象となる活動・事業について	
(1)「つどいの場」は、組合員だけしか集えない(組合員だけの集い)なのか	「つどいの場」は組合員だけでなく、広く地域の方々に参加いただける場を想定しています。
(2)「つどいの場」へは、子どもだけの参加の企画でも可能か	活動・事業内容によっては、子どものみを対象とする内容もありますので、子どもだけの内容でも可とします。
(3)計画しても実施回数が中止等にて10回に満たなかった場合は、どうなりま	やむを得ない事情(台風や会場の都合による等)により中止になり、会場費・材料の購入準備後にキャンセルできな

すか	かった費用は領収書があれば可能とし、開催したことと見なします。※なお、申請時の計画が実行できず助成金を使用しなかった場合は年度末終了後に返還精算処理となります。
(4)年9回以下での計画は申請できますか	年9回以下の計画では申請できません。計画においては年10回以上の開催にてお願いします。
(5)参加人数が10名以下の結果だった場合でも開催したことになりますか	できる限り10名以上の参加をめざしてください。例えば、活動をはじめたばかりで継続的に10名に満たない場合は要相談事項とします。また、天候等が悪く集まりが悪かった等で10名に達しない場合などは問いません。
(6)人が集う企画を3ヶ所運営し、週単位で場所を変えているが、どのように申請すれば良いか	いずれの会場ともに月1回以上の開催をされているのであれば、いずれも要件に該当します。3会場内、1会場に絞って申請をしてください。
(7)活動内容については、参加者から参加費や講座受講料を徴収する有償企画でも良いですか。また、その参加費や受講料の基準などはあるのか	有償の企画でも申請は可能としています。各企画や講座における参加費の基準は定めていません。各団体にて設定した金額で参加者が集まり、継続して進められるのであれば、団体にてご判断ください。
(8)毎月の活動費は賄えているが、今回、メンバーの勉強会に助成金を使用したいが良いか	助成金の活動要件を満たした上で、勉強会の費用も計上することは可能です。

3. 助成金の上限額と助成対象費用について

助成金額の1団体年間上限20万円の根拠について	限られた原資をできるだけ多くの団体に支給する主旨より上限を20万円としました。また、助成金ありきの団体の活動ではなく、助成金にて活動を行う中で収益性も考え、自立した活動が継続できることをめざしていただきたいと考えています。
-------------------------	---

4. 助成対象となる活動・事業の実施期限について

(1)2年目までの継続の助成金上限10万円について	1年目の助成の終了に際して、2年目以降も活動・事業を継続すること、及び将来的に自立した継続をめざす観点より、2年目までの助成の継続を行います。ただし、2年目については助成金に頼らない運営をすすめていただくことをめざす、助成金額は1年目の半額(10万円)としています。また、2年目の継続においても継続申請書や事業計画書の提出を基に選考審査を行います。なお、3年目以降の助成はありません。
(2)3年目以降の継続はできないのか。3年目以降に新たな申請はできるのか	同一の活動・事業内容での3年目以降の継続はありません。2年の助成を受けた後、これまでの活動・事業とは違う、新たな活動・事業での申請は審査の対象となります。

5. 助成金対象費用について

(1)「会場費・施設使用料」において、事務所の家賃を会場費として申請できるのか	事務所家賃は会場費としての申請(計上)はできません。
(2)申請書の記入例の「会場費」では、つどの場の開催回数×単価となってい	団体の立ち上げにあたっての事前打ち合わせや、すでに活動を行っている団体においても打ち合わせや会議に活用

るが、団体を立ち上げるにあたっての事前の打ち合わせでも同じ会場を活用したいと考えているが、その場合の打ち合わせの会場費も申請できるのか	する会場費は申請できます。
(3)「通信費」において、電話代は申請できるのか	電話使用料は申請(計上)できません。
(4)「交通費(旅費)」の視察研修の旅費交通費については、新規立ち上げの団体だけでなく、すでにある団体でも視察に行くときに使えるのか	新規立ち上げ団体のみでなく、すでに活動を行っている団体においても、視察研修における旅費交通費の申請は可能です。
(5)助成活動における運営メンバーの交通費は申請できるのか	団体運営メンバーの助成活動にあたっての日常的な交通費の申請はできません。
(6)「備品購入費の電化製品はトータル5万円以内とする」となっているが、10万円の冷蔵庫を購入した場合に半額の5万円のみ申請を行っても良いか	申請団体内にて確認の上であれば申請可能です。
(7)「材料費」にて、エフコープ共同購入での利用商品も材料費として申請しても良いか	材料費として申請して良いです。
(8)「広報費」にて、チラシを作成する際に外部にデザインや制作を依頼したいが、その費用も申請できるか	チラシ等のデザイン・制作の外注費については広報費にて申請可能です。
6. 審査について	
審査委員会の委員構成について	審査委員会は公平、公正、そして適正に審査を行うべく、外部有識者委員3名、エフコープ組合員理事1名の計4名体制での委員構成とします。 各外部有識者委員については、地域活動に精通した有識者(大学教授、非営利団体の中間支援コンサルタント、地域活動支援の専門家)を考えています。